「赤ちゃんの駅」協力事業者募集について

市では平成21年4月より、乳幼児(概ね3歳未満の児童)を持つ子育て家族を支援する取り組みの一環として、外出中の親子が授乳やオムツ替えが必要になった時に地域の中で気軽に立ち寄れるような場所を提供するため、市内施設78カ所(令和5年4月現在)を「赤ちゃんの駅」として登録しています。

この「赤ちゃんの駅」事業の協力事業者を募集します。登録後は、施設の入口・受付窓口など利用者がわかりやすい場所に、市の子育て応援キャラクターのクレョンしんちゃんが目印の「赤ちゃんの駅」のステッカーやポスターの掲示のほか、授乳室・おむつ替え検索地図アプリ「Baby map」への登録をお願いしています。

事業内容

- 1. オムツ替えをするための場所を提供する。
- 2. 母親が人目を気にせず授乳できる場所を提供する。

応募方法

「赤ちゃんの駅」登録申込書を市役所1階こども育成課へ提出してください。 ※登録申込書は、春日部市公式ホームページ『春日部市「赤ちゃんの駅」協力事業者募集』のページに掲載されています。

お問い合わせ

こども育成課 こども育成担当 電話番号 048-736-1111(内線 2571)

市広報紙などへの広告募集

広報かすかべ広告募集(有料)

広報かすかべは毎月1回9万部発行し、自治会などを通じて配布するほか、市内の公共施設、駅、金融機関、郵便局、スーパーマーケットや、コンビニエンスストアの一部店舗にも置いてあります。

紙面に広告を掲載して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝しませんか。

市ホームページバナー広告募集 (有料)

市ホームページには月平均約60万件のアクセスがあります。

市のホームページにバナーを表示して、あなたの会社やお店の魅力などを宣伝 しませんか。

申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ「事業者向け」の広告募集に掲載しています。

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 広報広聴担当 電話番号 048-736-1111(内線 2177)

かすかべ+1サポーター(企業サポーター)の募集

「かすかべ+1 サポーター」は、春日部のまちの魅力を発信する人がつながって、相互に高め合えるプラットフォームとなることを目指しています。個人サポーターと企業サポーターの2種類があり、ゆるやかにつながりながら「春日部が好き」を市内全体へ、市外へと広げる活動を進めていきます。「春日部が好き!」な皆さんのご登録をお待ちしています。

活動内容(※以下の方法から、可能な範囲でご協力をお願いします)

- 1. かすかべ+1サポーター「個人サポーター」向けのサービス提供
- 2. 市主催イベントのポスター掲示およびチラシ配架によるPR協力
- 3. 「春日部の良いところ」のSNS等による情報発信・PR活動

特典

- ・ メールマガジンの配信
- ・ メールマガジンおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動(市民向けイベント等)を PR
- ・ 市ホームページおよび市公式 SNS で、サポーターの皆さんの活動をご紹介

活動内容の詳細や申し込み方法などは、春日部市公式ホームページ内シティセールス専用サイト「かすかベスタイル『+1な日々』」にてご確認いただけます。 (下記 URL 参照)

〈シティセールスサポーター「かすかべ+1 (プラスワン) サポーター」を募集しています〉

https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa_miryoku/kasukabestyle_puls1nahibi/kasukabenohito/10892.html

詳しくは、下記お問い合わせ先まで

お問い合わせ

シティセールス広報課 シティセールス推進担当 電話番号 048-736-1111(内線 2174)

認知症サポーター養成講座について

皆さんの事業所でも認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を身につけ安心して暮らせるまちづくりをしませんか。

「認知症サポーター」は、認知症の人やその家族を支え見守る応援者です

認知症の方と家族を支え、多くの方に正しい知識を広めるため、「認知症を知り地域を作る」キャンペーンの一環として、認知症サポーターを全国で養成しています。

6 5 歳以上では約 4 人に 1 人が認知症、またはその予備群ともいわれており、認知症について多くの方が正しく理解することが求められております。

1. サポーターになるには

標準で90分程度のサポーター養成講座を受講していただければ、どなたでもサポーターになれます。(受講料は無料)

2. サポーター養成講座の内容は

認知症の基礎知識や、認知症の方と接する際の心がまえ等をお話しします。

3. サポーターになったら何をすればいいのか

できる範囲で認知症の方を温かく見守り、手助けや認知症についての正しい 知識を周りの方に広めることをお願いしています。

サポーターになった方には、サポーター証(カード)をお渡ししています。 また、事業所に認知症サポーターの方がいる場合は、「認知症サポーターが います」というロゴの入ったステッカーを希望により配布いたしますので、店 頭などに掲示し認知症の方に優しい対応をお願いします。

講師(キャラバンメイト)の紹介や受講にあたっての相談は下記担当までご 連絡ください。

お問い合わせ

介護保険課 地域支援担当 電話番号 048-736-1111(内線 7573~7575)

FAX 048-736-1115

仕事と介護の両立~介護離職を防ぐために~

高齢者人口の増加とともに、介護保険制度上の要支援・要介護認定者数は増加しており、今後、団塊世代が 75 歳 (後期高齢者)に突入することに伴いその傾向は続くことが見込まれます。

介護者は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であることが多く、企業において管理職として活躍する方や、職責の重い仕事に従事する方も少なくありません。そうした中、介護は育児と異なり突発的に問題が発生することや、介護を行う期間・方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。

このため、厚生労働省では、育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの周知徹底を図り、企業及び労働者の皆さんの課題を把握し事例集を作成するなど、介護を行っている労働者の皆さんの継続就業を促進しています。

介護休業制度 特設サイト

介護休業、介護休暇、短時間勤務等の措置など、仕事と介護の両立支援制度を 紹介しています。

詳しくは

介護休業制度 特設サイト

検索

事業主の方へ

厚生労働省では、公式ホームページにおいて事業主の方向けの情報提供サイト を設けています。

詳しくは

厚生労働省 仕事と介護の両立

格 索

お問い合わせ

介護保険課 計画・事業指導担当 電話番号 048-736-1111(内線 2746)

養育費等弁護士相談

離婚後の養育費や面会交流等について無料で相談できます。

対象

● 市内在住のひとり親家庭の親、または、お子さんがいて離婚を考えている方

相談時間

● 毎月第2、4金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:20~16:20 ※原則予約制、1人60分、1年度に1人1回まで

場所

● 春日部市役所別館 1 階相談室

お問い合わせ

こども相談課 こども相談担当 電話番号 048-736-1111(内線 2764)

市内の避難場所について

避難場所の受け入れ地域は特に限定していません。道路の寸断や建物倒壊などによる避難経路の遮断によって、避難する場所が異なってきますので、あらかじめ家族全員で話し合い、近くで数カ所の避難場所や連絡方法を確認しておいてください。避難経路は塀際や狭い路地を避け、広く安全な経路を実際に歩いて、確認しましょう。

また、災害時には地域での助け合い(共助)がとても大切です。自治会に加入 し、日頃から、自主防災訓練などの自治会活動に積極的に参加するなど「顔の見 える関係」をつくり、協力し合いながら避難するようにしましょう。

春日部市公式ホームページ及び市関連サイト「かすかべ オラナビ」では、避難場所の位置や地震・洪水による被害想定などを掲載した災害ハザードマップ、自助・共助の取り組みや風水害時の避難対策などについて掲載した「春日部市災害対策のすすめ」を始めとする様々な防災情報を掲載しています。是非、ご覧ください。

指定緊急避難場所

災害により、家屋の倒壊・焼失などで、生活の場を失った住民や帰宅困難な市外からの来訪者などが、一時的に安全を確保するための場所です。

指定避難所

災害により、家屋に深刻な被害が発生した、または発生する危険性がある場合などに、一時的な生活場所として、災害の危険性がなくなるまでの間、被災者が滞在する場所です。

広域避難場所

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し、安全を確保する 場所です。

避難場所一覧

市では、避難場所として、指定緊急避難場所(77ヵ所)と広域避難場所(4ヵ所)を指定しています。災害対策本部の指示により、建屋のある避難場所を、災害の規模に応じて、避難所として開設することとなります。なお、避難所を開設する場合は、建物が安全な状態であることを確認してからとなります。

指定緊急避難場所

番号	施設名	建屋	所在地	電話番号 (048)
1	粕壁小学校	あり	粕壁東 3-2-19	754-6321
2	内牧小学校	あり	内牧 2415-2	752-3256
3	豊春小学校	あり	道順川戸 37-1	754-0726
4	武里小学校	あり	備後西 5-5-2	735-3026
5	幸松小学校	あり	八丁目 353-1	752-3215
6	豊野小学校	あり	銚子口 1087	735-2112
7	武里南小学校	あり	大枝 89 武里団地 2- 1	733-6911
8	武里西小学校	あり	大場 822-1	733-7701
9	谷中小記念館	あり	大場 656	_
10	備後小学校	あり	備後西 3-2-1	735-8479
11	八木崎小学校	あり	中央 4-1	754-4433
12	牛島小学校	あり	牛島 1080	761-1689
13	緑小学校	あり	緑町 5-4-1	736-3745
14	上沖小学校	あり	大沼 5-44	736-3710
15	正善小学校	あり	備後東 6-2-1	736-3741
16	立野小学校	あり	南中曽根 1074	736-0001
17	宮川小学校	あり	新方袋 1090	754-7600
18	藤塚小学校	あり	藤塚 82-2	737-5330
19	小渕小学校	あり	小渕 905-1	761-7161
20	春日部中学校	あり	粕壁 4-4-15	761-2253
21	東中学校	あり	樋堀 181-1	752-2454
22	豊春中学校	あり	南中曽根 107-2	752-2717
23	武里中学校	あり	薄谷 3	735-3034
24	(旧) 谷原中学校	あり	谷原新田 1507	_
25	大沼中学校	あり	大沼 6-75	736-9986
26	豊野中学校	あり	銚子口 130	737-0440
27	春日部南中学校	あり	武里中野 746	737-2869
28	緑中学校	あり	緑町 5-9-38	737-8447
29	大増中学校	あり	上大増新田 140	737-5100
30	市民武道館	あり	大沼 2-107	738-1020
31	中央公民館	あり	粕壁 6918-1	752-3080
32	内牧地区公民館	あり	内牧 4398	752-3255
33	豊春地区公民館	あり	上蛭田 101-2	754-0942
34	武里市民センター	あり	備後西 1-13-2	735-3004
35	幸松地区公民館	あり	牛島 667-1	752-6065

大枝 89 武里田地 7-	36	豊野地区公民館	あり	銚子口 999	735-0009
# 様塚公民館 あり 藤塚1670-1 735-2528	37	武里南地区公民館	あり		736-8104
# 日	38	武里東公民館	あり	備後東 7-38-16	735-2527
### 241 豊春第二公民館 あり 売初 754-2100 ### 242 幸松第二公民館 あり 小渕 73-1 761-5510 ### 761-065 ### 761-0	39	藤塚公民館	あり	藤塚 1670-1	735-2528
42 幸松第二公民館 あり 小渕 73-1 761-5510 43 内牧南公民館 あり 内牧 1498 761-0065 44 市民文化会館 あり 内牧 1498 761-0065 44 市民文化会館 あり 粕壁東 2-8-61 761-5811 45 大沼公園 なし 大沼 7-12	40	粕壁南公民館	あり	南 1-12-23	738-0088
43 内牧南公民館 あり 内牧 1498 761-0065 44 市民文化会館 あり 粕壁東 2-8-61 761-5811 45 大沼公園 なし 大沼 7-12	41	豊春第二公民館	あり	豊町 5-14-1	754-2100
## 中民文化会館 あり 粕壁東 2-8-61 761-5811	42	幸松第二公民館	あり	小渕 73-1	761-5510
45 大沼公園 なし 大沼 7-12 一 46 内牧公園 なし 内牧 2735-1 一 47 牛島公園 なし 樋堀 626 一 48 八幡公園 なし 粕壁 5597 一 49 一の割公園 なし 一月割 947-2 一 50 南栄町第1 近隣公園 なし 一方栄町 17-1 一 51 谷原第1 公園 なし 谷原 1-3 一 52 県立春日部高等学校 あり 種籠 363 761-0011 53 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 56 春日部共業高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 中央 2-24-1 762-1080 59 総合福祉センター あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 未校 89 武里団地 7-74 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南京 7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり <td>43</td> <td>内牧南公民館</td> <td>あり</td> <td>内牧 1498</td> <td>761-0065</td>	43	内牧南公民館	あり	内牧 1498	761-0065
46 内牧公園 なし 内牧 2735-1 - 47 牛島公園 なし 桶堀 626 - 48 八幡公園 なし 粕壁 5597 - 49 一の割公園 なし 一ノ割 947-2 - 50 南栄町第1 近隣公園 なし 南栄町 17-1 - 51 谷原第1 公園 なし 谷原 1-3 - 52 県立春日部高等学校 あり 粕壁 5539 752-3141 53 県立春日部工業高等学校 あり 桶田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部工業高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共業高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 人牧 89 武里団地 2-1 737-8022 58 武里大校公民館 あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 大校 89 武里団地 7-4 733-5550 60 健康福祉センター あり 赤沼 475 733-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 - 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 神間 872 - 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大会 496-1 746-6238	44	市民文化会館	あり	粕壁東 2-8-61	761-5811
47 年島公園 なし 極堀 626 ――――――――――――――――――――――――――――――――――	45	大沼公園	なし	大沼 7-12	_
48 八幡公園 なし 粕壁 5597 ― 49 ―の割公園 なし 一ノ割 947-2 ― 50 南栄町第 1 近隣公園 なし 南栄町 17-1 ― 51 谷原第 1 公園 なし 谷原 1-3 ― 52 県立春日部高等学校 あり 粕壁 5539 752-3141 53 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁 東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり ホ沼 475 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 ― 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 神間 872 ― 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大会 496-1 746-6238	46	内牧公園	なし	内牧 2735-1	_
49	47	牛島公園	なし	樋堀 626	_
50 南栄町第1 近隣公園 なし 南栄町 17-1 一 51 谷原第1 公園 なし 谷原 1-3 一 52 県立春日部高等学校 あり 粕壁 5539 752-3141 53 県立春日部東高等学校 あり 極離 363 761-0011 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 59 総合福祉センター あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-4 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 緑町 3-3-17 731-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南5-7-13 738-4567 64 (旧)宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 一 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧)富多小学校 あり 神間 872 一 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大会 496-1 746-6238	48	八幡公園	なし	粕壁 5597	_
51 谷原第1公園 なし 谷原1-3 一 52 県立春日部高等学校 あり 粕壁 5539 752-3141 53 県立春日部東高等学校 あり 樋籠 363 761-0011 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 59 総合福祉センター あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-4 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 縁町 3-3-17 731-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧)宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 一 65 江戸川小中学校 あり 本語表1 748-1020 66 (旧)富多小学校 あり 本間 872 一	49	一の割公園	なし	一ノ割 947-2	_
52 県立春日部高等学校 あり 粕壁 5539 752-3141 53 県立春日部東高等学校 あり 極龍 363 761-0011 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 十大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 1 本り 大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 60 健康福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-4 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 参町 3-3-17 731-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 - 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 神間 872 - 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大会 496-1 746-6238	50	南栄町第1近隣公園	なし	南栄町 17-1	_
53 県立春日部東高等学校 あり 樋籠 363 761-0011 54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 59 総合福祉センター あり 中央 2-24-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-4 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 緑町 3-3-17 731-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 - 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大衾 496-1 746-6238	51	谷原第1公園	なし	谷原 1-3	_
54 県立春日部工業高等学校 あり 梅田本町 1-1-1 761-5235 55 県立春日部女子高等学校 あり 粕壁東 6-1-1 752-3591 56 春日部共栄高等学校 なし 上大増新田 213 737-7611 57 共栄大学 なし 内牧 4158 755-2932 58 武里大枝公民館 あり 大枝 89 武里団地 2-1 737-8022 59 総合福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-1 762-1080 60 健康福祉センター あり 大枝 89 武里団地 7-1 733-5550 61 男女共同参画推進センター あり 緑町 3-3-17 731-3333 62 薬師沼憩いの家 あり 赤沼 475 738-0300 63 大池憩いの家 あり 南 5-7-13 738-4567 64 (旧) 宝珠花小学校 あり 正妻 1 748-1020 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 中間 872 一 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大会 496-1 746-6238	52	県立春日部高等学校	あり	粕壁 5539	752-3141
55県立春日部女子高等学校あり粕壁東 6-1-1752-359156春日部共栄高等学校なし上大増新田 213737-761157共栄大学なし内牧 4158755-293258武里大枝公民館あり大枝 89 武里団地 2-1737-802259総合福祉センターあり中央 2-24-1762-108060健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7-4733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧) 宝珠花小学校あり西宝珠花 593-65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧) 富多小学校あり中間 872-67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大会 496-1746-6238	53	県立春日部東高等学校	あり	樋籠 363	761-0011
56春日部共栄高等学校なし上大増新田 213737-761157共栄大学なし内牧 4158755-293258武里大枝公民館あり大枝 89 武里団地 2- 1737-802259総合福祉センターあり中央 2-24-1762-108060健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7- 4733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593-65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872-67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	54	県立春日部工業高等学校	あり	梅田本町 1-1-1	761-5235
57共栄大学なし内牧 4158755-293258武里大枝公民館あり大枝 89 武里団地 2-1737-802259総合福祉センターあり中央 2-24-1762-108060健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7-4733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593一65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872一67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	55	県立春日部女子高等学校	あり	粕壁東 6-1-1	752-3591
58武里大枝公民館あり大枝 89 武里団地 2- 1737-802259総合福祉センターあり中央 2-24-1762-108060健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7- 4733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593-65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872-67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	56	春日部共栄高等学校	なし	上大増新田 213	737-7611
58武里大枝公民館あり737-802259総合福祉センターあり中央 2-24-1762-108060健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7-4733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593-65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872-67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	57	共栄大学	なし	内牧 4158	755-2932
60健康福祉センターあり大枝 89 武里団地 7-433-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧) 宝珠花小学校あり西宝珠花 593—65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧) 富多小学校あり神間 872—67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	58	武里大枝公民館	あり		737-8022
60健康福祉センターあり733-555061男女共同参画推進センターあり緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593-65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872-67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	59	総合福祉センター	あり	中央 2-24-1	762-1080
61点り緑町 3-3-17731-333362薬師沼憩いの家あり赤沼 475738-030063大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593一65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872一67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	60	健康福祉センター	あり		733-5550
63大池憩いの家あり南 5-7-13738-456764(旧)宝珠花小学校あり西宝珠花 593—65江戸川小中学校あり上吉妻 1748-102066(旧)富多小学校あり神間 872—67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	61	男女共同参画推進センタ	あり	緑町 3-3-17	731-3333
64 (旧)宝珠花小学校 あり 西宝珠花 593 - 65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧)富多小学校 あり 神間 872 - 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大衾 496-1 746-6238	62	薬師沼憩いの家	あり	赤沼 475	738-0300
65 江戸川小中学校 あり 上吉妻 1 748-1020 66 (旧) 富多小学校 あり 神間 872 一 67 南桜井小学校 あり 下柳 3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大衾 496-1 746-6238	63	大池憩いの家	あり	南 5-7-13	738-4567
66(旧) 富多小学校あり神間 872一67南桜井小学校あり下柳 3746-002668桜川小学校あり大衾 496-1746-6238	64	(旧) 宝珠花小学校	あり	西宝珠花 593	_
67 南桜井小学校 あり 下柳3 746-0026 68 桜川小学校 あり 大衾 496-1 746-6238	65	江戸川小中学校	あり	上吉妻 1	748-1020
68 桜川小学校 あり 大衾 496-1 746-6238	66	(旧) 富多小学校	あり	神間 872	
	67	南桜井小学校	あり	下柳 3	746-0026
69 葛飾中学校 あり 永沼 2250-1 746-0002	68	桜川小学校	あり	大衾 496-1	746-6238
	69	葛飾中学校	あり	永沼 2250-1	746-0002

70	川辺小学校	あり	米島 756	746-0009
71	中野小学校	あり	東中野 654	746-8271
72	飯沼中学校	あり	飯沼 180	746-7321
73	庄和体育館	あり	金崎 616	746-6111
74	子供の町	あり	西金野井 337	746-0206
75	正風館	あり	大衾 307-1	746-6666
76	県立庄和高等学校	あり	金崎 583	746-7111
	東部地域振興ふれあい拠			
77	点施設(ふれあいキュー	あり	南 1-1-7	734-3005
	ブ)			

広域避難場所

施設名	所在地	電話番号
		(048)
大沼公園	大沼 7-12	
牛島公園	牛島 626	
武里団地内公園	大枝 89 武里団地 7	
総合体育施設(ウィングハット)	谷原新田 1557-1	733-7575
	大沼公園 牛島公園 武里団地内公園 総合体育施設 (ウィングハ	大沼公園大沼 7-12牛島公園牛島 626武里団地内公園大枝 89 武里団地 7総合体育施設(ウィングハ谷原新田 1557-1

お問い合わせ

危機管理防災課 電話番号 048-736-1111(内線 2343, 2344)

消防団協力事業所表示制度

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献 として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一 層充実されることを目的とした制度です。

春日部市では、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的 として、消防団に協力している事業所に対して、消防団協力事業所表示証を交付 しています。

認定の基準

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。

表示証交付事業所(順不同、敬称略)

- 春日部環境衛生事業協同組合
- 春日部ロイヤルケアセンター
- 有限会社ヨシオカ
- 有限会社和幸観光バス
- 中村商事有限会社
- 株式会社明治住設

お問い合わせ

消防本部総務課 消防団担当

住所 春日部市谷原新田 2097-1

電話番号 048-738-3111

えせ同和行為を排除しましょう

「えせ同和行為」とは

部落差別の解消を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、部落差別に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、部落差別解消の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、 かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和 行為を排除しましょう。

※ 部落差別とは…被差別部落に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。

埼葛12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」や「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、部落差別への正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。

お問い合わせ

人権共生課 人権共生担当 電話番号 048-736-1111(内線 2434)

春日部市教育委員会 社会教育課 電話番号 048-763-2445

かすかべ遊学フェスティバル参加事業(生涯学習事業)の募集

「かすかべ遊学フェスティバル」とは、様々な分野で活動する皆さんが、日ご ろの生涯学習の成果を発表したり、展示や鑑賞、体験をしたりして、まち全体で 楽しい空間を作りあげるイベントです。

春日部市では、毎年10月~12月の3か月間を「かすかべ遊学フェスティバル推進月間」として、この時期に開催する生涯学習事業(講座、演奏会、展示等)を募集しています。募集期間・申込方法等、詳細については下記担当までお問い合わせください。

参加のメリット

- ①公共施設等に掲示・配布されるポスター・パンフレットや、市ホームページ 等で、事業内容等の情報が掲載されます。
 - ②事業名に「かすかべ遊学フェスティバル参加事業」と冠することができます。

開催趣旨・目的

- ①市民に日ごろの学習活動の成果を発表する喜びの場を提供すること。
- ②市民に生涯学習の楽しさや素晴らしさを実感してもらい、学習活動への参加 意欲を喚起すること。
- ③市民主体の生涯学習を一層推進し、活力と文化に満ちたまちづくりに寄与すること。

参加基準

- ① 原則10月~12月の間に春日部市内で開催される事業であること
- ②事業内容が、次のすべてを満たすものであること
 - ・フェスティバルの開催趣旨及び目的に沿う事業
 - ・一般の人に公開される事業
 - ・政治的、宗教的目的を有しない事業
 - ・営利を主たる目的としない事業
- ・実施に当たっては、安全対策、公衆衛生対策等の措置が十分に講ぜられる 事業

※かすかべ遊学フェスティバルへの参加費用はかかりません。 (ただし、事業経費は主催者の負担となります。)

お問い合わせ

社会教育課 生涯学習推進担当 電話番号 048-763-2425(視聴覚センター内)

図書館雑誌スポンサーの募集

春日部市立図書館では、雑誌コーナーの充実を図るため「雑誌スポンサー制度」 を導入し、スポンサーになっていただける企業等を随時募集しています。

雑誌は、図書館の中でも回転率・利用率の高い資料で、多くの人が利用していますので、広告としてご活用ください。

提供期間

原則1年単位(ただし、年度の途中で申し込みがあった場合は当該年度末まで)

提供雑誌

図書館が作成した雑誌リストの中から選択

配置場所

提供雑誌を所蔵している各図書館

広告掲示

雑誌カバーなどに広告が掲載できます

募集範囲

企業、商店、組織・団体 (個人はお受けできません)

※詳細は、春日部市公式ホームページをご覧いただくか、社会教育課までお問い合わせください

お問い合わせ

社会教育課 図書館担当 電話番号 048-763-2445

こどもかけこみ110番の家 市内協力事業者の募集

「こどもかけこみ110番の家」は、地域ぐるみで子どもたちの安全・安心を確保することを目的に、春日部市PTA連合会、春日部市教育委員会、春日部警察署、春日部市防犯協会及び市内小・中・義務教育学校が連携協力し、取り組んでいる事業です。子どもが身の危険を感じた時に「安心して助けを求め駆け込める場所」として、市内各小学校、中学校、および義務教育学校の通学路に面した商店や一般家庭など1、000軒を超える皆さんに協力いただいております。

協力いただける事業者には、「こどもかけこみ110番の家」のプレートを、 店頭などの目立つ場所に掲示していただくようお願いしています。

事業内容

- 1. 犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた子どもの保護
- 2. 事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校、家庭等への連絡

申込方法等

- 1.協力いただける事業者は、教育センター1階、春日部市PTA連合会事務局 (社会教育課内)へ直接、または電話、ファックスでご連絡ください。
- 2. 春日部市PTA連合会事務局(社会教育課内)から該当する学校のPTAに 連絡をします。
- 3.「こどもかけこみ110番の家」の設置に関する手続きは、各学校のPTA が行いますので、協力いただける事業者には各学校のPTAから改めて連絡 をします。
- 4.「こどもかけこみ110番の家」のプレートは、各学校のPTAからお渡し しますので、店頭など目立つ場所に掲示してください。

お問い合わせ

春日部市 P T A 連合会事務局(春日部市教育委員会 社会教育課内 社会教育担当)

電話番号 048-763-2445 FAX番号 048-763-2218

埋蔵文化財の取り扱いについて

市内で次の土木工事などを行う場合は、工事予定地に埋蔵文化財(土器や石器、 竪穴住居跡、貝塚、古墳など)が包蔵される可能性があるか、事前に文化財課へ お問い合わせください。場所や工事内容によっては、工事着手前に書類の提出や 埋蔵文化財調査が必要となります。

主な工事などの種類

- ・道路や鉄道、電気、水道、ガスなどの工事
- ・住宅や店舗、倉庫、工場などの建築
- 宅地造成
- 観光開発
- •農業基盤整備
- 土砂採取
- ・その他地面を掘削する工事

問い合わせ方法

教育センター1階文化財課へ直接、または電話、ファックスでお問い合わせく ださい。

工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合

埋蔵文化財の取り扱いに関する書類を提出してください。春日部市公式ホームページにおいて、様式を掲載していますのでご参照ください。

お問い合わせ

文化財課 文化財担当 電話番号 048-763-2449 FAX番号 048-763-2218

春日部市防犯のまちづくり推進条例第6条では、

「事業者は、(条例の)基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪の防止に必要な措置を講じ、防犯活動に取り組み、市が実施する防犯のまちづくりの施策に協力するよう努めるものとする。」としています。

春日部市では、防犯のまちづくりのため基本的な取組を設定し、施策を展開 しています。

1. 自分の安全は自分で守る、及び社会的な規範を守るという意識の高揚を図る 取組

事業者も地域の一員であるという認識に立ち、「自分の安全は自分で守る」、「社会的な規範を守る」という意識を高揚させ、防犯対策や青少年健全育成の必要性についての認識を高めるよう努めます。

- 犯罪・防犯情報等の収集
 - ・ 安心安全情報メール「かすかべ」の登録
 - ・ 広報かすかべ、市公式ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の各種広報媒体の活用による情報の収集
- 意識の高揚
 - 従業員の防犯意識及び規範意識の高揚
- 普及・啓発活動への協力
 - ・ 普及・啓発のための講習会、研修会等の開催
 - 地域の防犯活動等への参加協力

2. 子どもや女性、高齢者等を守るための取組

子どもや女性、高齢者等を守るため、地域を巡回する際は、犯罪防止の視点を取り入れ、不審者等を発見した際の関係機関への通報等に努めます。また、子どもが不審者等に遭遇した場合は、事業所を緊急避難場所として活用を図ります。

- 地域の防犯活動への参加、協力
 - ・ 防犯パトロールや見守り活動への参加、協力
 - ・ 事業用車両への防犯ステッカーの貼付
 - 緊急避難場所として施設の提供

- 「こどもかけこみ110番の家」への参加、協力
- 「うごく子ども110番」への参加、協力



【「うごく子ども 110 番」のステッカー】

3. お互いが支え合う地域社会の形成を支援するための取組

地域住民との連携を図り、様々な防犯活動に積極的に取り組み、地域ぐるみの防犯活動に参加するよう努めます。

- 地域の防犯活動への参加、協力
 - ・ 自治会や自主防犯活動団体などの活動への 参加、協力
 - ・ 地域防犯活動ネットワークへの参加、協力
- 犯罪被害者等への配慮
 - ・ 犯罪被害者等の就労及び勤務についての配慮



【青色防犯パトロール活動】

4. 安全な都市環境の整備を図る取組

事業所や管理する駐車場等の防犯対策を高めることにより、事業所全体としての防犯対策の強化を図り、地域の防犯環境の整備に努めます。

- 防犯に配慮した施設の整備
 - ・ 事業所における防犯性の向上
 - ・ 防犯カメラの設置

5. 犯罪・防犯情報の迅速で的確な提供、共有化を図る取組

犯罪・防犯情報の収集及び共有に努めるとともに、犯罪防止に協力します。

- 犯罪・防犯情報の収集
 - ・ 安心安全情報メール「かすかべ」の登録
 - ・ 広報かすかべ、市公式ホームページ及びSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の各種広報媒体の活用による情報の収集
 - ・ 講習会、研修会への参加
- 事業者内での情報の共有
 - 従業員の防犯意識の高揚
 - 講習会、研修会の開催

6. 暴力団排除活動を推進するための取組

暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるとともに、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは市又は警察に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めます。

- 暴力団排除活動に対する協力
 - ・ 市、警察及び関係機関等が実施する街頭キャンペーン等への参加
 - ・ 暴力団及び暴力排除意識の高揚を図る大会への参加
 - ・ 知識を高める講習会への参加
- ○情報提供
 - 暴力団排除活動に資すると認められる情報を 得たときは、市又は警察に情報提供に努める。



【暴力団排除の講話】

7. 振り込め詐欺及び自転車盗対策を推進するための取組

振り込め詐欺や自転車盗の被害に遭わないために、犯罪・防犯情報の収集や 防犯活動への参加、協力に努めます。

- 犯罪・防犯情報の収集
 - ・ 広報かすかべや安心安全情報メール「かすかべ」等からの情報収集
- 地域の防犯活動への参加、協力
 - ・ 被害防止キャンペーンやイベントへの参加、協力

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1111(内線 2827)

振り込め詐欺被害防止の取り組み

振り込め詐欺被害の発生については、依然として高い水準を示しており、被害の発生を抑止するには至っていない状況にあります。

振り込め詐欺の撲滅に向けて、これまでも各種対策を実施してきましたが、 依然として詐欺被害が多発している状況を踏まえ、被害の未然防止のため市、 市民、事業者、関係機関が連携した対策が必要です。

■特殊詐欺被害認知件数と被害金額の推移

	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認知件数	54 件	33 件	31 件	20 件	39 件
被害金額	7,071 万円	6,347 万円	5,243 万円	3,344 万円	8,132 万円

[※]認知件数は、H30から振り込め詐欺(オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金 詐欺)及び振り込め詐欺以外の特殊詐欺(金融商品等取引名目の詐欺等)に特殊詐欺と同視し得 る窃盗を加えたもの。

被害の未然防止に向けて

- 社員・従業員の家庭内でのコミュニケーションや意識啓発
- 子供や孫世代から両親や祖父母に対しての注意喚起の実施
- 業務を通じた見守り、世帯訪問などによる被害防止・注意喚起の実施
- 挙動の不審な高齢者に対する積極的な声かけ
- 振り込め詐欺に有効な通話録音装置の設置及び普及促進
- 被害防止啓発キャンペーンへの協力
- 不審な人物が多数出入りしている賃貸マンションやオフィスなど振り込め詐 欺の犯行拠点等に関する情報提供
- 事業用車両を活用したステッカー、マグネットの貼付による広報啓発活動
- 犯罪に関係するドライブレコーダー映像の提供
- 安心安全情報メール「かすかべ」振り込め詐欺情報配信メールの活用

お問い合わせ

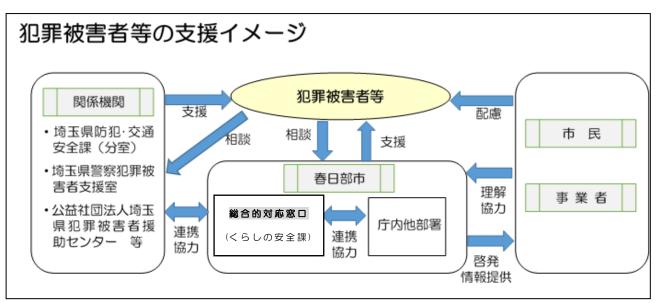
くらしの安全課 交通防犯担当 電話番号 048-736-1111(内線 2827)

[※]被害額は、H30からキャッシュカードをだまし取る手口や、キャッシュカードをすり替える手口により取られたキャッシュカードによって不正に引き出された金額を含む。

犯罪被害者等の支援について

これまで、犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されてきたとは言い難く、また、十分な支援を受けられず、さらには、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後の二次的被害に苦しめられることも少なくありませんでした。

市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性があるからこそ、犯罪被害者等の権利・利益の保護が図られる社会の実現に向けて、市、市民、事業者、関係機関等が連携し、被害の軽減又は回復を図ることが必要です。



犯罪被害者等の被害の軽減又は回復に向けて

- 犯罪被害者等が地域において再び平穏な生活を送れるようになるためには、 事業者の理解と配慮が不可欠であり、また、二次的な被害を生じさせないこと が必要です。
- 市や関係機関等が実施する施策が効果を発揮するためには、事業者の理解と協力が必要です。
- 犯罪被害者等が孤立してしまうことは少なくなく、事業者が犯罪被害者等の 支援の担い手として自覚を持ち、行動することが期待されます。
- 犯罪被害者等は、犯罪被害による刑事手続や民事手続への対応のため仕事を 休まざるをえないことがあります。事業者は、これら犯罪被害者等が置かれて いる状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について、配慮した対応に努 める必要があります。

お問い合わせ

くらしの安全課 交通防犯担当

電話番号 048-736-1111(内線 2827)

住宅耐震改修等補助制度について

市の補助制度を使って耐震診断、耐震改修を!

春日部市では、一定の条件に適合する建築物の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用に対して補助制度を設け、災害に強いまちづくりの実現に向けて耐震化を推進しています。

所有されている建築物について安心して使用できる環境を整備するため、住宅 耐震改修等補助制度を活用した耐震診断・耐震改修の実施をご検討ください。

●制度概要

【対象建築物(抜粋)】

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて工事に着手し建築された、

- ・住宅(一戸建て住宅、長屋及び店舗等の用途を兼ねるもので、本人が所有かつ、居住)
- ・戸建て空家(居住されないことが常態である住宅であり、本人が所有)
- ・分譲マンション(階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000m²以上の耐火建築物又は準耐火建築物で、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施について合意されたもの)
- ・地区集会施設等(春日部市自治会連合会に加入し、春日部市自主防災組織を 設立している者が管理している集会所など。非常用物資の備蓄機能を兼ね備 え、災害時の一時避難用の対応が可能であることが必要)
- ・緊急輸送道路閉塞建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年 法律第123号)第14条第3号に規定する建築物のうち、県計画において 位置付けられている第一次特定緊急輸送道路(国道4号、国道4号バイパス、 国道16号)にその敷地が接する木造以外かつ3階以上の建築物であり、建 築物の高さが前面道路幅員に対して一定の条件に該当するもの。なお、当該 建築物がマンションの場合は、全戸数の過半以上に居住があり、耐震実施に ついて合意されていることが必要)

【補助率等】

	耐震診断	耐震改修工事
補 助 率	2 / 3	2 3 %
補助限度	 ○住宅(一戸建て住宅・店舗兼用) 上限 5万円/1棟 ※ 6 5歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに5万円上乗せ ○住宅(長屋) 上限 100万円/1棟 ※ 住戸の戸数に5万円を乗じた額と比較し、低い額が補助対象 	 ○住宅(一戸建て住宅・店舗兼用) 上限 40万円/1棟 ※65歳以上の方が居住者に含まれる場合、さらに20万円上乗せ ○住宅(長屋) 上限 200万円/1棟
額	○戸建て空家上限 5万円/1棟○分譲マンション上限 100万円/1棟	○戸建て空家上限 40万円/1棟○分譲マンション上限 200万円/1棟
	○地区集会施設等上限 5万円/1棟	○地区集会施設等上限 40万円/1棟
	〇緊急輸送道路閉塞建築物 上限 300万円/1棟	

※申請にあっては、事前相談が必要になりますので、詳しくは下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ

建築課 建築安全担当 電話番号 048-736-1111(内線 3616~3618)

「春日部フィルムコミッション」でのロケ地募集

春日部市は都心から近く、緑豊かな自然環境に恵まれ、また、市街地などの都市機能も有しており、名所・歴史・芸術の薫る街並みなど様々な見どころがあることから、テレビや映画のロケ地として便利な環境を備えています。

このようなことから、市では映像を通してより多くの人たちに春日部市の魅力をPRし、市のイメージアップや観光振興および地域の活性化を図ることを目的とした「春日部フィルムコミッション」を立ち上げ、テレビ・映画・CMなどの撮影の支援を行っています。

春日部フィルムコミッションでは、市内のあらゆる事業所、店舗、工場、倉庫、病院など、ロケ地となる物件を広く募集しています。登録費用はかかりません。 映像制作にご協力いただける事業所の皆様から、たくさんの登録をお待ちしています。

ロケ地の登録要件

- 物件の所在地が春日部市内のものであること
- 自己所有、又は自己の責任のもと管理している物件であること
- 下記の留意事項に同意できること

登録方法

- 春日部市公式ホームページの「春日部フィルムコミッション」ページから『ロケ地物件登録票』をダウンロードして、必要事項を記入のうえ、下記担当へ提出してください。
- 市公式ホームページ等に掲載する写真は、春日部フィルムコミッションで撮影しますが、掲載にあたり、あらかじめご了承ください。

撮影までの流れ

- 映像制作者から撮影支援依頼があった場合、春日部フィルムコミッションから登録者へ連絡します。
- 撮影スケジュールや撮影条件など、映像制作者と登録者の間で協議を行って ください。双方の合意が得られた場合に撮影となります。

留意事項

- 撮影に際しての事故・器物の破損などは、映像制作者が加入する保険対応となります。春日部フィルムコミッションは責任を負いません。
- 登録の取り下げや変更などについては、速やかに対応します。

● 個人情報については、春日部フィルムコミッションに係る連絡以外に使用しません。

お問い合わせ

観光振興課 観光振興担当 電話番号 048-736-1111(内線 7769)

「障害者差別解消法」が施行されました

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、行政機関や事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

「不当な差別的取扱い」が禁止されました

● 正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、 制限したりすることが禁止されました。

【不当な差別的取扱いに当たり得る例】

障害があることを理由に、

- ・入店や入会を拒否する。
- ・窓口対応を拒否する。
- ・ 住宅の賃貸を拒否する。
- ・対応の順序を劣後させる。
- ・食事の提供等を拒む。

「合理的配慮の提供」が努力義務から法的義務になります

● 障がいのある人とない人の平等な機会を確保するため、障害状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することが努力義務となっていますが、令和3年6月4日から3年以内に法的義務になります。

【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例】

- ・段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。
- ・目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障がい者の希望を聞いたりする。

【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例】

- ・筆談、読み上げ、手話などの複数コミュニケーション手段を用いる。
- 意思疎通が不得意な障がい者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行なう案内を、紙にメモをして渡す。

【その他の例 (ルール・慣例の柔軟な変更)】

- 順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ・立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当 該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。

差別とならない場合

- 正当な理由がある場合は差別にはなりません。
 - ・安全確保、財産保全、事業目的・内容、損害発生の防止などを総合的・客観的 に判断してください(理由は説明しなければなりません)。
- 過重な負担がかかる場合は差別にはなりません。
 - ・事業への影響の程度、実現困難度、費用・負担の程度、事業規模、財政状況等 により総合的に判断してください。

お問い合わせ

障がい者支援課 障がい者支援担当 電話番号 048-736-1111(内線 2542)

SAITAMA出会いサポートセンターについて

市では、結婚に結び付く出会いの場を創出し、結婚を希望する方々が主体的に活動しやすい環境づくりを進めることを目的として、埼玉県、企業、民間団体等との連携による「SAITAMA出会いサポートセンター」の取組みに参加しています。

1. SAITAMA出会いサポートセンターとは

結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を提供し、会員制のAIマッチングシ

ステムによる1対1の出会いのサポートや、相談員による結婚相談など、出会いから交際、結婚まで丁寧なサポートを行う埼玉県の結婚支援センターです。

2. 個人で入会をご希望の方

埼玉県内に在住、在勤、または近い将来埼玉県への移住をお考えの20歳以上の独身の方はご登録いただけます。(登録には電話回線のあるスマートフォンが必要です。)

利用登録料は16,000円(税込み、2年間有効)です。春日部市在住の方は割引料金の11,000円が適用されます。

3. 企業で会員登録をご希望の方

SAITAMA出会いサポートセンターは埼玉県、市町村、企業等で構成される運営協議会によって運営されており、運営協議会にご登録していただける企業を募集しています。企業会員への登録に必要な会費、手続き等につきましては埼玉県ホームページ

(http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kekkon/deai-support-center-top.html#kigyokaiin) をご確認ください。

4. SAITAMA出会いサポートセンターホームページ

入会に関する登録の手順や必要書類などの詳細につきましては、SAITAM A出会

いサポートセンターホームページ (https://www.koitama.jp/) をご確認ください。

お問い合わせ

こども育成課 こども育成担当 電話番号 048-736-1111(内線 2571)

かすかべ自治会カード 市内協力事業者の募集

自治会連合会では、地域経済も含めた地域コミュニティ全体の活性化に向けて、 自治会カード事業を実施しています。

当事業では、事業者の皆様から過度な負担とならない位のサービスをご提供いただき、自治会員も日常生活や自治会活動において可能な範囲で地域のお店での買い物を推奨していきます。地域の事業者の皆さんと自治会員の顔の見える関係を作りながら、地域も元気になってもらうことを目指しています。

特典・サービスの一例

かすかべ自治会カードの提示で・・・

- ・お店独自のポイントカードのポイント○倍
- ・商品の代金から○%割引
- ・通常○○○○円のところ、○○○円引き
- ・大盛り無料や、ソフトドリンクサービス
- ・来店や、購入時に粗品進呈 など、特典内容は自由に設定していただけます。

申込方法

(1)協力申込書に必要事項をご記入し、春日部市自治会連合会事務局(春日 部市役

所市民参加推進課内) へご提出ください。

提出方法は持参、郵送、電子メール、FAXいずれでも構いません。

※協力申込書は春日部市自治会連合会ホームページからもダウンロードできます。

http://kasukabe-jichiren.net

(2)協力申込書を受領した後、店舗に掲示をしていただく「協力事業者ステッカー」

をお送りします。

(3)ステッカーが届きましたら、提供いただく特典の内容を記入していただ き、店

内や店頭のお客様が見やすい場所に掲示してください。

- (4)掲示用の店内ミニのぼり及び店外のぼりについては、希望制とし1店舗 1本ず
- つとさせていただきます。また、大変申し訳ありませんが、数量の都合上ご 希望に

添えない場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ 春日部市自治会連合会事務局(市民参加推進課内 市民参加・国際担当) 電話番号 048-736-1111(内線 2875)

春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業について

「春日部2世、3世へと住みつなぐ世代が循環するまち 春日部」

春日部市内で子世帯と親世帯が近居または同居するために、初めて住宅を取得した世帯に対し、登記費用として司法書士等に支払った額の2分の1に相当する額(最大30万円)を市内共通商品券で交付します。

1. 要件

●世帯要件

- ・子世帯が申請する場合は親(申請者の配偶者の親も可)が、親世帯が申請する場合は子が、春日部市に引き続き5年以上住民登録をしていること
- ・春日部市内に初めて自分たちが住むための家を取得し、住民登録をしている こと
- ・子世帯において義務教育修了前の子を1人以上扶養し、かつ同居していること

(妊娠中を含む)

- ・申請者(同居者も含む)が、市区町村税を滞納していないこと
- ・申請者(同居者も含む)が、春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業による 商品券の交付を過去に受けたことがないこと

●住宅要件

- ・新耐震設計基準による建築確認を受けている住宅の場合は、検査済証または 確認済証の交付を受けた住宅、旧耐震設計基準による建築確認を受けている住宅 の場合は、新耐震設計基準による耐震性が確保された住宅であること
 - ・居住床面積が55㎡以上であること
 - ・申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記をしたこと
 - ・申請日現在、住宅取得に係る契約後3年以内であること

2. 申請期限

申請期限は、登記完了後3ヵ月以内です。

3. 必要書類

- ・春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業交付申請書
 - ※住宅政策課(市役所本庁舎4階)で配布しています。また、春日部市のホームページからもダウンロードできます。

- ・世帯要件に関わる書類
- ①子世帯および親世帯全員の『住民票の写し』原本(世帯主との続柄を記載 した

t, ∅)

- ※申請者の子世帯と親世帯が分かれている場合、申請者世帯以外の『住民票の写し』の請求には、委任状が必要です。
- ②子世帯および親世帯が親子関係にあることがわかる書類(戸籍全部事項証明書・謄本等)原本
- ③申請者と同居者全員の申請年度分および前年度分の市区町村税の納税証 明書原本
 - ※課税がなく納税証明書が発行されない方がいる場合は、その方の申請年 度分および前年度分の非課税証明書が必要です。
 - ④子世帯が子どもを出産する予定の場合は、母子健康手帳の写しまたは出産 予定であることがわかる書類(既に義務教育修了前の子どもを1人以上扶 養している場合を除く)
 - ※母子健康手帳の写しは表紙及び検診履歴のページ
 - ・住宅要件に関わる書類
 - ①住宅の登記に要した費用の『領収書』の写し
 - ※司法書士・土地家屋調査士等の発行者印、申請者名宛名、領収日、金額、 登記費用内容の明細が記載されているもの。

新しい住宅の登記費用に該当しない項目(滅失登記等)は対象となりません。

- ②住宅の『売買契約書』または『工事請負契約書』の写し
- ③新耐震設計基準による住宅の場合は『検査済証』または『確認済証』の写し、旧耐震設計基準による住宅の場合は『耐震性が確保されていることが わかる書類』の写し
- ④建物(住宅)の『登記事項証明書』原本(法務局・登記所で発行)
 - ※住宅の取得に際し土地も取得した場合は、土地の登記に要した費用の『領収書』の写しと、土地の『登記事項証明書』も併せて必要となります。

4. 申請書等の提出について

「春日部市ふれあい家族住宅購入奨励事業交付申請書」に必要事項を記入し、 必要書類を添えて、住宅政策課窓口へ提出してください。申請書は以下の施 設で配布のほか、市ホームページよりダウンロードできます。

5. 【フラット35】地域連携型について

- ・本事業とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇を受けられる場合があります。
- ・融資契約の際に、春日部市が発行する「地域連携型利用対象証明書」が必要です。
- ・詳細は「春日部市 フラット35」で検索いただくか、 右 QR コードから独立行政法人住宅金融支援機構のホームページを



ご覧ください。

(独)住宅金融支援機構

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-736-1111(内線 3619~3621)

春日部市結婚新生活支援事業について

「春日部市は結婚新生活も応援します」

婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る住居費・引越費用の一部 を補助します。

1. 対象世帯

次の①~⑤の要件をすべて満たす世帯です。

- ①夫婦所得の合算:500万円未満
- ②夫婦の年齢がいずれも満 39 歳以下 (R5.3.1 からR6.3.31 の間に婚姻届を提出・受領)
- ③夫婦いずれかの親が春日部市に引き続き5年以上住んでいること
- ④3年以上春日部市に住み続ける意思があること
- ⑤自治会に加入する意思があること

2. 対象費用

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った住居費、引越費用の合計金額。そのうち補助額は合計金額の1/2に相当する額(上限30万円、夫婦の年齢がいずれも満29歳以下の場合は上限60万円・千円未満切り捨て)。ただし、生活保護による住宅扶助・公的制度による家賃補助・勤務先からの住宅手当分等は補助対象外とします。

●住居費

婚姻を機に市外から転入、または、市内で転居し、新たに自己居住用の住宅を購入、または賃借する際に要した費用(住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を対象とします)。

●引越費用

婚姻を機に市内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用。

3. 必要書類

次の提出書類を揃えて春日部市役所住宅政策課へ提出してください。

①戸籍謄本

※春日部市に本籍がある場合は不要

- ②前年度分の所得証明書
 - ・申請者及び配偶者の2人分
 - ・前年分の所得証明書が交付されない場合は前々年度分 ※当該所得証明書が春日部市で発行できる場合は不要
- ③直近2年間分の納税証明書又は非課税証明書
 - ・申請者及び配偶者の2人分 ※当該証明書が春日部市で発行できる場合は不要
- ④貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
- ⑤引越しに係る領収書の写し

「住宅を購入した場合」

⑥住宅の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するもの の写し

「賃借の場合]

- ⑦住宅の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払いを証明するも のの写し
 - ⑧住宅手当支給証明書

4. 申請書等の提出について

「春日部市結婚新生活支援補助金交付申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて、住宅政策課窓口へ提出してください。申請書は以下の施設で配布のほか、市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-736-1111(内線 3619~3621)

春日部市空き家リノベーションまちづくり事業について

「春日部市はあなたのライフスタイルを応援します!!」

空き家の利活用により市内への定住促進と地域の活性化を目的とし、市内の空き家のリノベーション工事(内装・水周りの改修、サッシや外壁の改修など)に係る費用の一部を最大 60 万円補助(空き家バンクに登録していない住宅または店舗は最大 30 万円)します。

空き家バンクについて

「空き家を売りたい・貸したい所有者等」と「空き家を買いたい・借りたい利用希望者」とをマッチングさせるものが、空き家バンクです。空き家バンクに登録したい空き家をお持ちのかたも、空き家を探しているかたも、お気軽にお問い合わせください。

※利用希望者との間で契約を締結した場合は、協定事業者へ所定の仲介手数料を支払う必要があります。

1. 空き家バンク改修支援型補助金

- ●対象空き家
 - ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家であること
 - ・リノベーション後の用途が住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであるこ

一戸建ての空き家であること

- ・リノベーション後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
- ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること (耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
- ・各法令に違反しないこと

●対象者

と

- ・空き家の所有者等または空き家の購入者
- ・市区町村税を滞納していないかた

●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、 改修、間取りの変更、補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳:補助金額(ベース) 20万円

居住誘導区域内の場合 プラス35万円 市内業者を利用した場合 プラス5万円

2. 空き家バンク建替え支援型補助金

- ●対象空き家
- ・春日部市空き家バンクを利用して取り引きされた空き家を解体し、建替え をしたこと
 - ・建替え後の用途が、住宅・店舗併用住宅・店舗のいずれかであること
 - 一戸建ての空き家であること
 - ・建替え後の用途が住宅の場合は、床面積が55㎡以上であること
 - ・各法令に違反しないこと
 - ●対象者
 - ・空き家の購入者
 - ・市区町村税を滞納していないかた
 - ●対象工事

空き家の建替えに係る工事 (解体工事と合せて行う新築工事)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大60万円

内訳:補助金額 (ベース) 20万円 居住誘導区域内の場合 プラス35万円 市内業者を利用した場合 プラス5万円

3. 空き家バンク登録外住宅改修支援型補助金

- ●対象空き家
 - ・リノベーション後の用途が住宅または店舗併用住宅であること
 - ・一戸建ての空き家または区分所有建物の空き室
 - ・リノベーション後の住宅部分は、床面積が55㎡以上であること
 - ・建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた建築物であること (耐震性能が不十分な場合は耐震改修を行うなど、耐震性を確保すること)
 - ・各法令に違反しないこと
- ●対象者
 - ・空き家の購入者
 - ・市区町村税を滞納していないかた
- ●対象工事

空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、 改修、間取りの変更、

補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が40万円以上であるもの

●補助金額

最大30万円

内訳:補助金額(ベース) 10万円

居住誘導区域内の場合 プラス17万5千円

市内業者を利用した場合 プラス2万5千円

4. 空き家バンク登録外店舗改修支援型補助金

- ●対象空き家
 - ・リノベーション後の用途が店舗であること
 - ・都市機能誘導区域内の空き家であること
 - ・かすかベンチャー応援補助金の交付を受けていない空き家であること
 - ・各法令に違反しないこと
- ●対象者
 - ・空き家の所有者
 - ・市区町村税を滞納していないかた
- ●対象工事

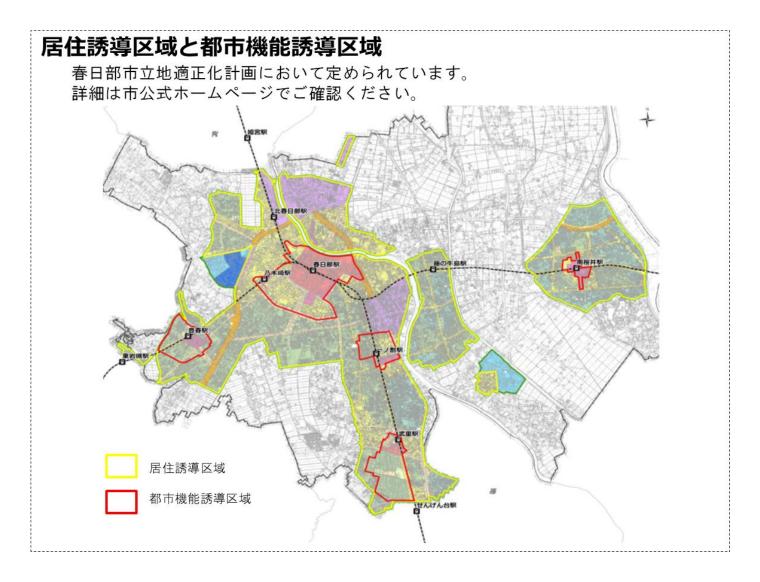
空き家の安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、 改修、間取りの変更、補強などに係る工事(耐震補強工事は除く)

●対象経費

上記の対象工事に要する費用で、総額が60万円以上であるもの

●補助金額

3 0 万円



5. 申請書等の提出について

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、**リノベーション工事を実施する日の14日前まで**に住宅政策課窓口へ提出してください。申請書は以下の施設で配布のほか、市ホームページよりダウンロードできます。

お問い合わせ

住宅政策課 住宅政策担当 電話番号 048-736-1111(内線 3619~3621)